

<2024年 改訂>



**ベトナム食品輸入
早わかり
フローチャート**



ベトナム輸出支援プラットフォーム

目次

〈はじめに〉 食品輸入における製品公表登録が必須でない品目の「製品自己公表」について . . . P 4

〈参照HSコード付き〉 主な食品カテゴリー11選

- ① 菓子類（キャンディー、チョコレート、クッキーなど） . . . P 6
- ② 調味料（醤油・酢・塩こしょう・味噌） . . . P 7
- ③ 製茶（緑茶、抹茶、ほうじ茶） . . . P 8
- ④ 豚肉、牛肉、鶏肉など . . . P 9
- ⑤ サバ、マス、ホタテ、牡蠣など水産物 . . . P10
- ⑥ かまぼこなど練り物（加工した水産物） . . . P11
- ⑦ りんご、梨、みかんなどの果物・農産物 . . . P12
- ⑧ ビール・ワインなど度数15%未満のアルコール . . . P13
- ⑨ 焼酎・ウイスキーなどの度数15%以上のアルコール . . . P14
- ⑩ 健康食品（サプリメントや、健康ドリンクなど液状タイプ） . . . P15
- ⑪ ヨーグルト・チーズなど乳製品 . . . P16

〈備考〉 事前教示制度について . . . P18

〈はじめに〉

食品輸入における

製品公表登録が必須でない品目の「製品自己公表」について

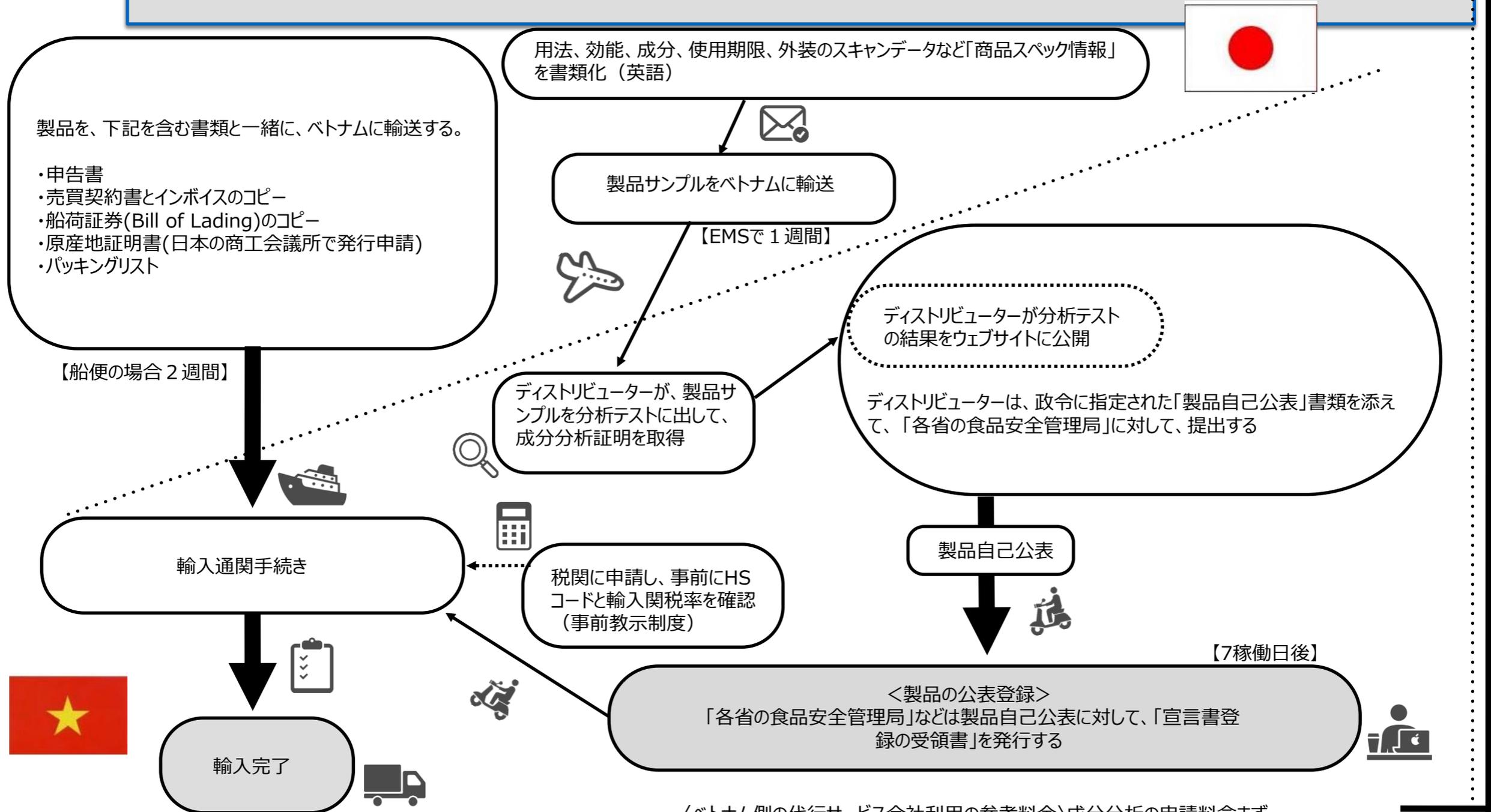
簡素化されている輸入プロセス



ベトナムでは、2018年02月02日に政令『15/2018/ND-CP（食品安全法の一部の条項の施行に関する細則）』が施行以降、下記以外の食品等は、ベトナム輸入時の製品の公表登録が必須ではない。その場合にチャート図のように「製品自己公表」を行う。

- 健康食品（医学的な栄養食品、特別用途食品含む）に分類される食品（P15参照）
- 36ヶ月未満の子供用の栄養補助食品
- 新たな用途を有する複合食品添加物、食品添加が許可されていない保健省の指定外の添加物を含む食品

2024年2月現在も引き続き、この手順で実施されている。これにより、ベトナムで上記以外の食品等の輸入プロセスは簡素化された。



＜ベトナム側の代行サービス会社利用の参考料金＞成分分析の申請料含まず
A社 1商品200 USD (成分によって異なる) / B社 1商品300 USD (成分によって異なる)

<参考HSコード付き>

主な食品カテゴリー11選



HSコード

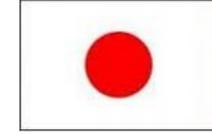
1704.90
1904.90
など多数

① 菓子類（キャンディー、チョコレート、クッキーなど）

下記の「食品安全証明書」の取得は必須ではなく、簡素化された「製品自己公表」が可能である →P4参照

チョコレート、クッキー、キャンディー、グミ、チューインガム、ポテトチップス、マシュマロ、せんべい、金平糖、あられ、和菓子など。

用法、効能、成分、使用期限など「商品スペック情報」を書類化（製品パッケージング含む・日本語でOK）



製品サンプルをベトナムに輸送

【EMSで1週間】



翻訳業者がベトナム語化しベトナム側で公証化を行う

【目安1週間】



製品を、下記を含む書類と一緒に、ベトナムに輸送する。

- ・申告書
- ・売買契約書とインボイスのコピー
- ・船荷証券(Bill of Lading)のコピー
- ・原産地証明書(日本の商工会議所で発行申請)
- ・パッキングリスト

【船便の場合2週間】



ディストリビューターのビジネスライセンスのコピー2部を取得

【即日】



ディストリビューターが、製品サンプルを分析テストに出して、成分分析証明を取得

ベトナムの公証役場で公証化

【即日】



輸入通関手続き

税関に申請し、事前にHSコードと輸入関税率を確認(事前教示制度)

ディストリビューターが申請者となって、医療省の食品安全局に申請

【20-25稼働日後】

＜製品の公表登録＞ 医療省の食品安全局から、「食品安全証明書」が交付



輸入完了



＜ベトナム側の代行サービス会社利用の参考料金＞成分分析の申請料含まず

A社 1商品200 USD (成分によって異なる) / B社 1商品300 USD (成分によって異なる)

目安期間は最短2ヶ月〜3ヶ月

② 調味料（醤油・酢・塩こしょう・味噌）

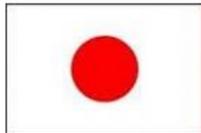


HSコード
2103.10
2103.90
など

下記の「食品安全証明書」の取得は必須ではなく、簡素化された「製品自己公表」が可能である →P4参照

醤油、酢、塩こしょう、味噌、ソース、ケチャップ、マスタード、カレー調製品、マヨネーズ、ドレッシング

用法、効能、成分、使用期限など「商品スペック情報」を書類化（製品パッケージング含む・日本語でOK）



製品サンプルをベトナムに輸送

【EMSで1週間】



翻訳業者がベトナム語化しベトナム側で公証化を行う

【目安1週間】



製品を、下記を含む書類と一緒に、ベトナムに輸送する。

- ・申告書
- ・売買契約書とインボイスのコピー
- ・船荷証券(Bill of Lading)のコピー
- ・原産地証明書(日本の商工会議所で発行申請)
- ・パッキングリスト

【船便の場合2週間】



ディストリビューターのビジネスライセンスのコピー2部を取得

【即日】



ディストリビューターが、製品サンプルを分析テストに出して、成分分析証明を取得



ベトナムの公証役場で公証化

【即日】



輸入通関手続き



税関に申請し、事前にHSコードと輸入関税率を確認（事前教示制度）

ディストリビューターが申請者となって、医療省の食品安全局に申請

【20-25稼働日後】

＜製品の公表登録＞ 医療省の食品安全局から、「食品安全証明書」が交付



輸入完了

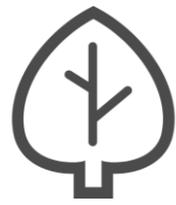


＜ベトナム側の代行サービス会社利用の参考料金＞成分分析の申請料含まず

A社 1商品200 USD (成分によって異なる) / B社 1商品300 USD (成分によって異なる)

目安期間は最短2ヶ月～3ヶ月

③ 製茶（緑茶、抹茶、ほうじ茶）



HSコード

0902 と
それに含まれるもの

＜製品の公表登録＞に関し、簡素化された「製品自己公表」が可能である。→ P4参照
ただし、輸入時には「検疫証明書」の取得が必要な製品に分類される。

緑茶、抹茶、ほうじ茶、烏龍茶、
紅茶

製品を、下記を含む書類と一緒に、ベトナムに輸送する。

- ・申告書
- ・売買契約書とインボイスのコピー
- ・船荷証券(Bill of Lading)のコピー
- ・原産地証明書(日本の商工会議所で発行申請)
- ・パッキングリスト
- ・植物検疫証明書

【船便の場合 2 週間】

輸入通関手続き

輸入完了

輸出前に、植物検疫所で検疫証明書の発行を
依頼し、取得する。

日本の公証役場
で公証化

【即日】

【即日】

日本の外務省で
承認印をもらう

製品スペック情報
の書類

翻訳業者がベトナム語化し
ベトナム側で公証化を行う

【目安 1 週間】

製品サンプルを輸送

【EMSで 1 週間】

ディストリビューターのビジネスライセンスのコピー 2 部を取得

【即日】

ディストリビューターが、製品サ
ンプルを分析テストに出して、
成分分析証明を取得

ベトナムの公証役場で公証化

【即日】

ディストリビューターが申請者となって、
医療省の食品安全局と、農村開発・農業省の植物保護局に
申請

税関に申請し、事前にHS
コードと輸入関税率を確認
(事前教示制度)

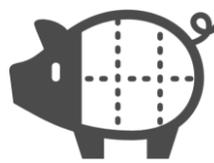
＜製品の公表登録＞
医療省の食品安全局から
「食品安全証明書」が交付

【20-25稼働日後】

農村開発・農業省の植物保護局から
「検疫証明書」が交付

＜ベトナム側の代行サービス会社利用の参考料金＞成分分析の申請料含まず

A社 1商品200 USD (成分によって異なる) / B社 1商品300 USD (成分によって異なる)

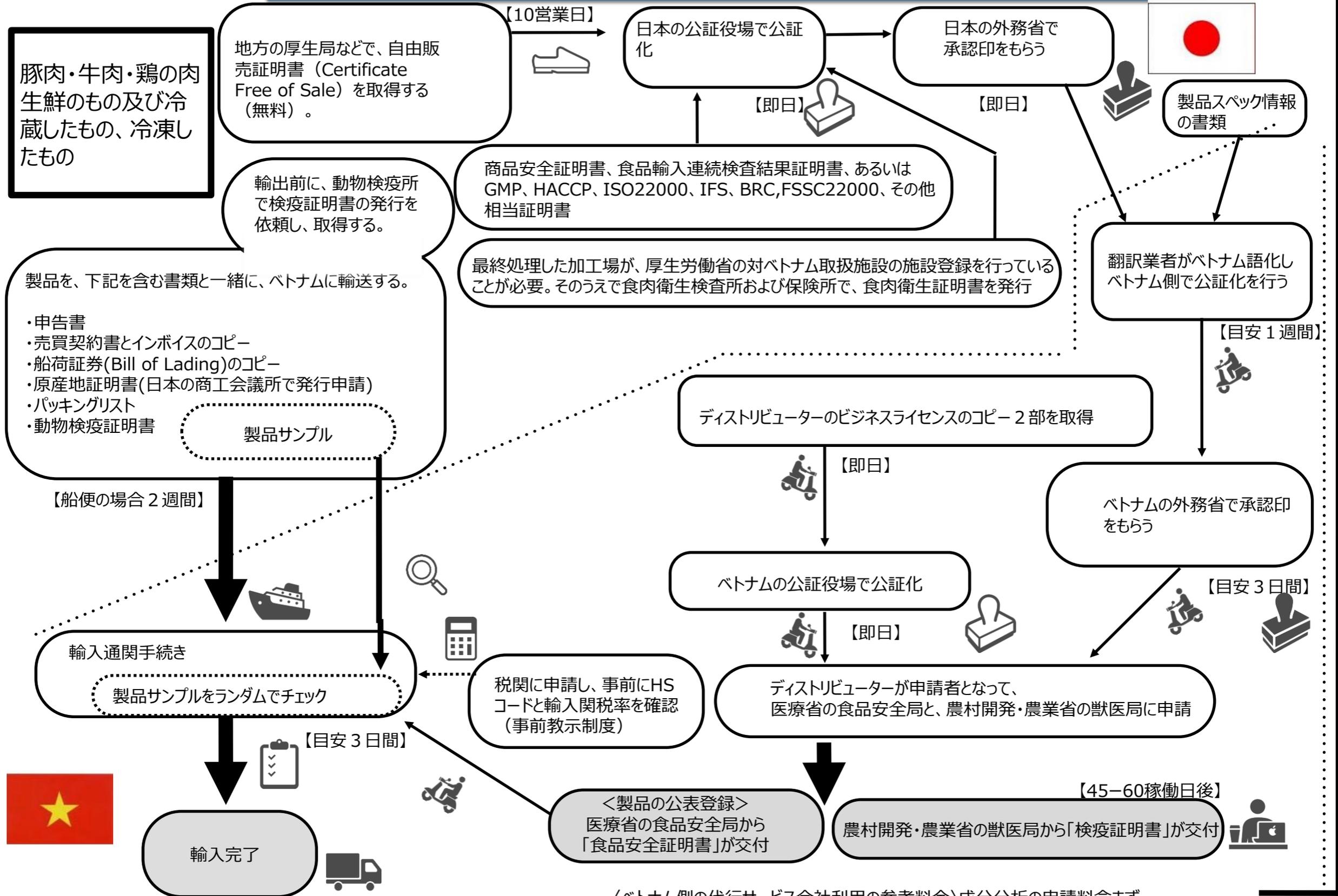


HSコード

0201、0202、
0203、0207

④ 豚肉、牛肉、鶏肉など

生鮮食品のため、「検疫証明書」の取得が必要である。また製品公表登録も必要である。ただし、輸入ロットが多い場合にのみ、製品公表登録をせずに、簡素化された「製品自己公表」が可能である → P4参照

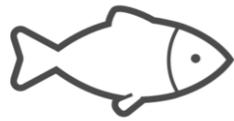


製品によって所要時間が異なる

＜ベトナム側の代行サービス会社利用の参考料金＞成分分析の申請料含まず

A社 1商品500 USD (成分によって異なる) / B社 1商品600 USD (成分によって異なる)

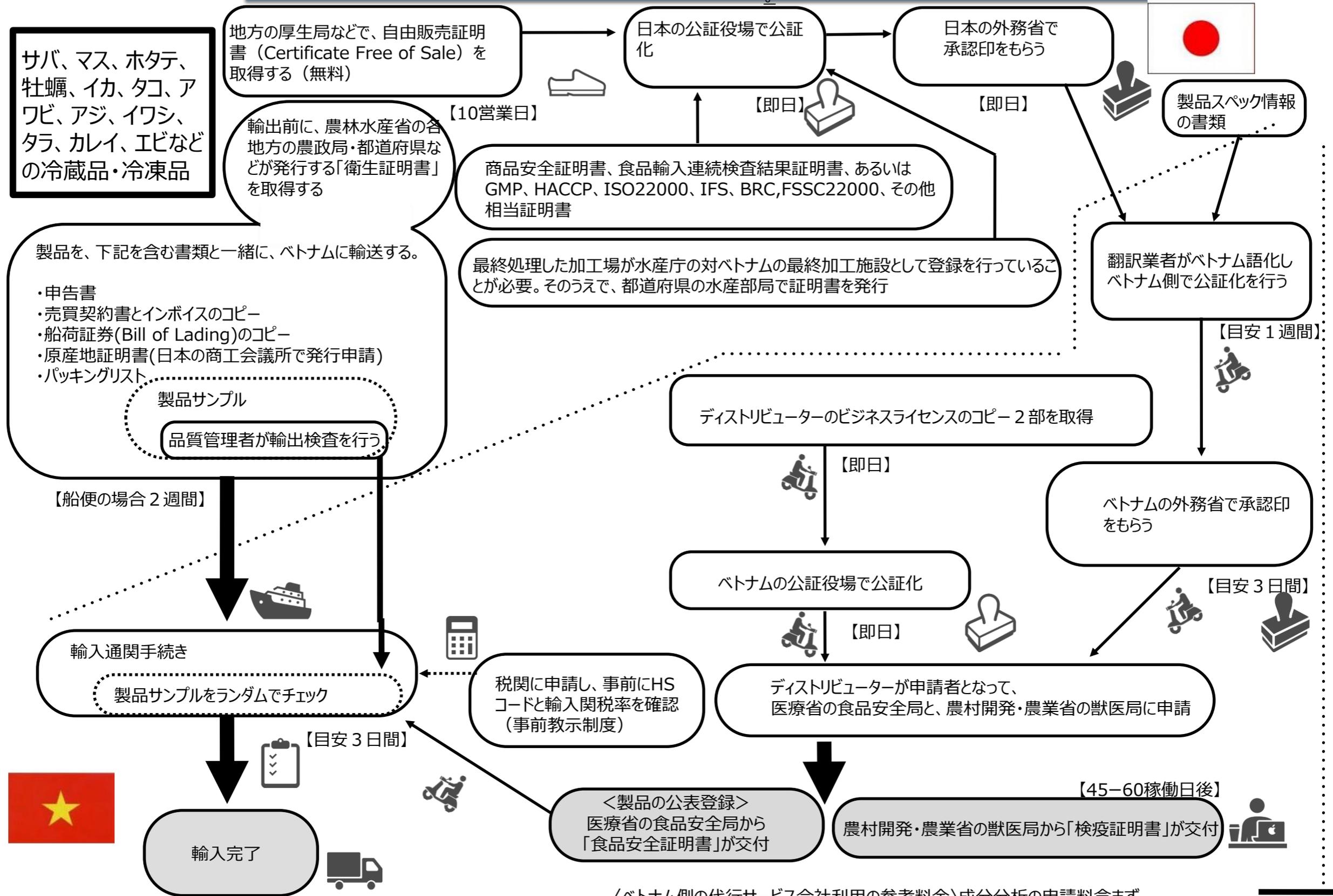
注) 必要書類・期間・料金は、製品や成分によって上記と異なる場合がある。



HSコード
0302、
0305、0307
に含まれるもの

⑤ サバ、マス、ホタテ、牡蠣など水産物

生鮮食品のため、ベトナムに輸入するには「検疫証明書」の取得が必要な製品に分類される。製品公表登録が必要である。



〈ベトナム側の代行サービス会社利用の参考料金〉成分分析の申請料含まず

A社 1商品500 USD (成分によって異なる) / B社 1商品600 USD (成分によって異なる)

⑥ かまぼこなど練り物（加工した水産物）

HSコード
1604.20

＜製品の公表登録＞に関し、簡素化された「製品自己公表」が可能である。→ P4参照
ただし、輸入時には「検疫証明書」の取得が必要な製品に分類される。

かまぼこ、ちくわ、はんぺん、なると、魚肉ソーセージなど、保存に適した処理をされた魚製品

地方の厚生局などで、自由販売証明書（Certificate Free of Sale）を取得する（無料）

【10営業日】

日本の公証役場で公証化

【即日】

日本の外務省で承認印をもらう

【即日】

製品スペック情報の書類...

商品安全証明書、食品輸入連続検査結果証明書、あるいはGMP、HACCP、ISO22000、IFS、BRC、FSSC22000、その他相当の証明書

最終処理した加工場が水産庁の対ベトナムの最終加工施設として登録を行っていることが必要。そのうえで、都道府県の水産部局で証明書を発行

翻訳業者がベトナム語化しベトナム側で公証化を行う

【目安 1 週間】

製品サンプルをベトナムに輸送

【EMSで 1 週間】

ディストリビューターのビジネスライセンスのコピー 2 部を取得

【即日】

ベトナムの外務省で承認印をもらう

【目安 3 日間】

ベトナムの公証役場で公証化

【即日】

ディストリビューターが申請者となって、医療省の食品安全局と、農村開発・農業省の獣医局に申請

税関に申請し、事前にHSコードと輸入関税率を確認（事前教示制度）

【45-60稼働日後】

＜製品の公表登録＞
医療省の食品安全局から「食品安全証明書」が交付

農村開発・農業省の獣医局から「検疫証明書」が交付

製品を、下記を含む書類と一緒に、ベトナムに輸送する。

- ・申告書
- ・売買契約書とインボイスのコピー
- ・船荷証券(Bill of Lading)のコピー
- ・原産地証明書(日本の商工会議所で発行申請)
- ・パッキングリスト

製品サンプル

品質管理者が輸出検査を行う

【船便の場合 2 週間】

輸入通関手続き

製品サンプルをランダムでチェック

【目安 3 日間】

輸入完了

製品によって所要時間が異なる

＜ベトナム側の代行サービス会社利用の参考料金＞成分分析の申請料含まず

A社 1商品500 USD (成分によって異なる) / B社 1商品600 USD (成分によって異なる)



HSコード

0808.10

0808.30 など

⑦ りんご、梨、みかんなどの果物・農産物

生鮮食品のため、ベトナムに輸入するには「**検疫証明書**」の取得が必要な製品に分類される。
製品公表登録をせずに、簡素化された「**製品自己公表**」が可能である → P4参照

日本ナシ、温州ミカン、リンゴ、玉ねぎ、ジャガイモ、キャベツ、ニンジンなど。

地方の厚生局などで、自由販売証明書 (Certificate Free of Sale) を取得する (無料)

【10営業日】

日本の公証役場で公証化

【即日】

日本の外務省で承認印をもらう

【即日】

製品スペック情報の書類...

商品安全証明書、食品輸入連続検査結果証明書、あるいはGMP、HACCP、ISO22000、IFS、BRC、FSSC22000、その他相当証明書

ベトナムの農業農村開発省によって植物検疫上、すでに輸入が認められている品目であることを確認する。許可されている品目でも、ベトナムへの輸入には『植物検疫』が必要であり、例えば、日本ナシ・温州ミカン・リンゴは、二国間合意による条件を満たすことが必要である。条件は、主な条件は、園地及び選果こん包施設が登録されていること・園地検査がされていること・病害虫に対する検疫措置がされていること、など。(参照 [日本農林水産省 植物防疫所](#)) 輸出前に、植物検疫証明書の発行を依頼する。

翻訳業者がベトナム語化しベトナム側で公証化を行う

【目安 1 週間】

製品を、下記を含む書類と一緒に、ベトナムに輸送する。

- ・申告書
- ・売買契約書とインボイスのコピー
- ・船荷証券(Bill of Lading)のコピー
- ・原産地証明書(日本の商工会議所で発行申請)
- ・パッキングリスト
- ・植物検疫証明書

製品サンプル

【船便の場合 2 週間】

ディストリビューターのビジネスライセンスのコピー 2 部を取得

【即日】

ベトナムの外務省で承認印をもらう

【目安 3 日間】

ベトナムの公証役場で公証化

【即日】

輸入通関手続き

製品サンプルをランダムでチェック

【目安 3 日間】

税関に申請し、事前にHSコードと輸入関税率を確認 (事前教示制度)

ディストリビューターが申請者となって、医療省の食品安全局と、農村開発・農業省の植物保護局に申請

【45-60稼働日後】

<製品の公表登録> 医療省の食品安全局から「食品安全証明書」が交付

農村開発・農業省の植物保護局から「検疫証明書」が交付

輸入完了

製品によって所要時間が異なる

<ベトナム側の代行サービス会社利用の参考料金>成分分析の申請料含まず

A社 1商品500 USD (成分によって異なる) / B社 1商品600 USD (成分によって異なる)



HSコード

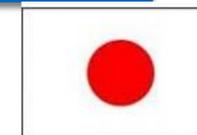
2203.00
2208.90
など

⑧ ビール・ワインなど度数15%未満のアルコール

下記の「食品安全証明書」の取得は必須ではなく、簡素化された「製品自己公表」が可能である →P4参照
アルコール度数によって税率と輸入者の条件が違うが、製品輸入の手続きは同じである

ビール、発泡酒、ワイン、サワー、度数15%未満の日本酒など。

用法、効能、成分、使用期限など「商品スペック情報」を書類化（製品パッケージング含む・日本語でOK）



製品サンプルをベトナムに輸送

【EMSで1週間】



翻訳業者がベトナム語化しベトナム側で公証化を行う

【目安1週間】



製品を、下記を含む書類と一緒に、ベトナムに輸送する。

- ・申告書
- ・売買契約書とインボイスのコピー
- ・船荷証券(Bill of Lading)のコピー
- ・原産地証明書(日本の商工会議所で発行申請)
- ・パッキングリスト

【船便の場合2週間】



ディストリビューターのビジネスライセンスのコピー2部を取得

【即日】



ディストリビューターが、製品サンプルを分析テストに出して、成分分析証明を取得

ベトナムの公証役場で公証化

【即日】



輸入通関手続き

税関に申請し、事前にHSコードと輸入関税率を確認(事前教示制度)

ディストリビューターが申請者となって、医療省の食品安全局に申請

【20-25稼働日後】

＜製品の公表登録＞ 医療省の食品安全局から、「食品安全証明書」が交付



輸入完了



＜ベトナム側の代行サービス会社利用の参考料金＞成分分析の申請料含まず

A社 1商品200 USD (成分によって異なる) / B社 1商品300 USD (成分によって異なる)

目安期間は最短2ヶ月〜3ヶ月



HSコード

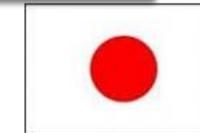
2208.30
2208.40
など

⑨ 焼酎・ウイスキーなどの度数15%以上のアルコール

下記の「食品安全証明書」の取得は必須ではなく、簡素化された「製品自己公表」が可能である →P4参照
アルコール度数によって税率と輸入者の条件が違うが、製品輸入の手続きは同じである

焼酎（蒸留酒）、ウイスキー（蒸留酒）、ブランデー（蒸留酒）、ジン（蒸留酒）、ウォッカ（蒸留酒）、度数15%以上の日本酒など。

用法、効能、成分、使用期限など「商品スペック情報」を書類化（製品パッケージング含む・日本語でOK）



製品サンプルをベトナムに輸送

【EMSで1週間】

翻訳業者がベトナム語化しベトナム側で公証化を行う

【目安1週間】

製品を、下記を含む書類と一緒に、ベトナムに輸送する。

- ・申告書
- ・売買契約書とインボイスのコピー
- ・船荷証券(Bill of Lading)のコピー
- ・原産地証明書(日本の商工会議所で発行申請)
- ・パッキングリスト

【船便の場合2週間】



ディストリビューターのビジネスライセンスのコピー2部を取得

【即日】

ディストリビューターが、製品サンプルを分析テストに出して、成分分析証明を取得

ベトナムの公証役場で公証化

【即日】

ディストリビューターが申請者となって、医療省の食品安全局に申請

輸入通関手続き

税関に申請し、事前にHSコードと輸入関税率を確認(事前教示制度)

【20-25稼働日後】

<製品の公表登録> 医療省の食品安全局から、「食品安全証明書」が交付

輸入完了

<ベトナム側の代行サービス会社利用の参考料金>成分分析の申請料含まず

A社 1商品200 USD (成分によって異なる) / B社 1商品300 USD (成分によって異なる)

目安期間は最短2ヶ月〜3ヶ月



HSコード

2106.90

⑩ 健康食品（サプリメントや、健康ドリンクなど液状タイプ）

ここには「医学的な栄養食品、特定用途食品」に分類される製品も含まれる。ベトナムに輸入するためには、「健康食品流通ライセンス」の取得が必要な製品である。その他の品目のような「製品自己公表」は認められていない。

ビタミンサプリ、眼精疲労サプリ、粉末の美容ドリンク、胃腸改善サプリ、健康ドリンクなど

地方の厚生局などで、自由販売証明書（Certificate Free of Sale）を取得する（無料）

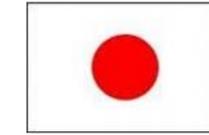
【10営業日】

日本の公証役場で公証化

日本の外務省で承認印をもらう

【即日】

【即日】



用法、効能、成分、使用期限など「商品スペック情報」を書類化（製品パッケージング含む・日本語でOK）

製品サンプルをベトナムに輸送

【EMSTで1週間】

ディストリビューターのビジネスライセンスのコピー2部を取得

【即日】

翻訳業者がベトナム語化しベトナム側で公証化を行う

【目安1週間】

製品を、下記を含む書類と一緒に、ベトナムに輸送する。

- ・申告書
- ・売買契約書とインボイスのコピー
- ・船荷証券(Bill of Lading)のコピー
- ・原産地証明書(日本の商工会議所で発行申請)
- ・パッキングリスト

【船便の場合2週間】

ディストリビューターが、製品サンプルを分析テストに出して、成分分析証明を取得

ベトナムの公証役場で公証化

【即日】

ベトナムの外務省で承認印をもらう

【目安3日間】

輸入通関手続き

税関に申請し、事前にHSコードと輸入関税率を確認（事前教示制度）

ディストリビューターが申請者となって、医療省の医薬管理局に申請

【45-60稼働日後】

輸入完了

<製品の公表登録> 医療省の医薬管理局で製品公表登録されて、証明書が発行される。

<ベトナム側の代行サービス会社利用の参考料金>成分分析の申請料含まず
A社 1商品700 USD (成分によって異なる) /B社 1商品1,000 USD (成分によって異なる)

目安期間は最短3ヶ月～4ヶ月（ただし、状況によって1年間以上かかる場合も）



HSコード

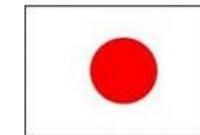
0401、0402
0403、0404
0405、0406

⑪ ヨーグルト・チーズなど乳製品

下記の、「食品安全証明書」の取得が必要ではなく、簡素化された「製品自己公表」が可能である →P4参照
ただし、輸入には「検疫証明書」の取得が必要である。

ヨーグルト、チーズ
など

用法、効能、成分、使用期限など「商品スペック情報」を書類化（製品パッケージング
含む・日本語でOK）、検疫証明書」の領事公証



輸出前に、動物検疫所で検疫証明書の発行を依頼し、取得する。



製品を、下記を含む書類と一緒に、ベトナムに輸送する。

- ・申告書
- ・売買契約書とインボイスのコピー
- ・船荷証券(Bill of Lading)のコピー
- ・原産地証明書(日本の商工会議所で発行申請)
- ・パッキングリスト
- ・動物検疫所に寄る輸出検疫証明書

製品サンプルをベトナムに輸送



【EMSで1週間】

翻訳業者がベトナム語化し
ベトナム側で公証化を行う

【目安1週間】



ディストリビューターのビジネスライセンスのコピー2部を取得



【即日】

ベトナムの公証役場で公証化



【即日】



ディストリビューターが申請者となって、
医療省の食品安全局と、農村開発・農業省の獣医局に申請

ディストリビューターが、製品サ
ンプルを分析テストに出して、
成分分析証明を取得



税関に申請し、事前にHS
コードと輸入関税率を確認
(事前教示制度)



輸入通関手続き



【船便の場合2週間】



輸入完了



<製品の公表登録>
医療省の食品安全局から
「食品安全証明書」が交付

【20-25稼働日後】

農村開発・農業省の獣医局から「検疫証明書」が交付



<ベトナム側の代行サービス会社利用の参考料金>成分分析の申請料含まず
A社 1商品200 USD (成分によって異なる) / B社 1商品300 USD (成分によって異なる)

目安期間は最短2ヶ月〜3ヶ月

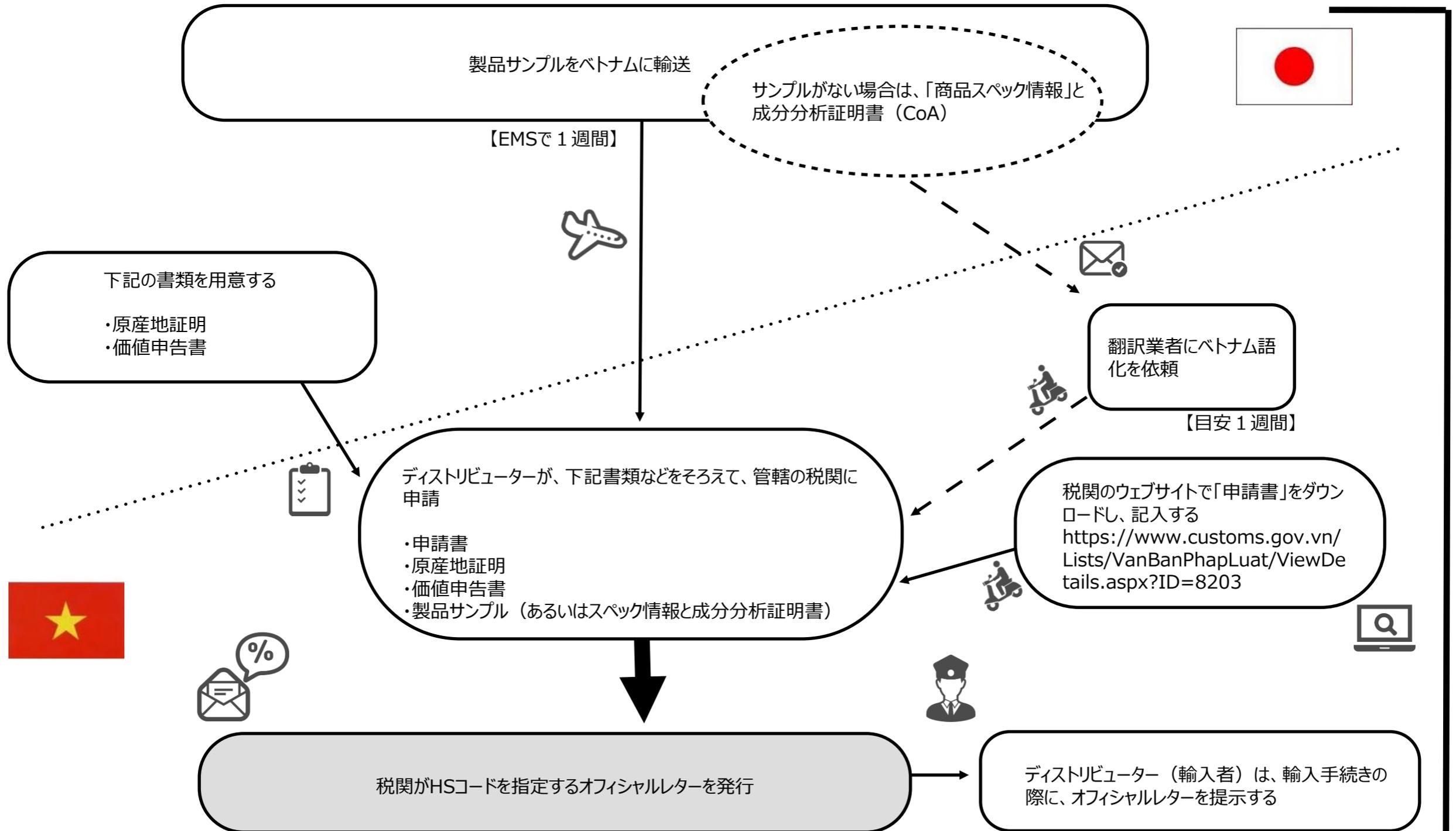
〈備考〉

事前教示制度について

事前教示制度



輸入者がベトナム税関に申請することで、HSコード（輸入品目を分類する8ケタ基準番号）を特定し、輸入関税の税率を事前に把握することができる制度である。
 これにより、ベトナムへの輸入時に予期せぬ税率が課せられることを防ぐことが狙いである。利用は必須ではない。



（参考例：ハノイは手数料無料、所要時間は60日間）
 手数料・所要時間は税関がある省によって変動。

※財務省通報38 /2015/TT-BTCに基づく。

注) 必要書類・期間・料金は、製品や成分によって上記と異なる場合がある。

免責事項

- ◆ 本レポートは、日本からベトナムへの輸出を検討する企業・関係者のため、基本的情報提供を行うことを目的として作成したものです。日本政府、ベトナム政府等の作成した資料を基に作成していますが、執筆後に改定・変更され本レポートの内容と異なっていることもあり得ます。
- ◆ 本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。
- ◆ 本資料を無断で引用・転載することは禁じています。

本レポートに関する問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
ホーチミン事務所
電話番号：84-28-3821-9363
E-mail アドレス：VNPF_Japanfood@jetro.go.jp